

令和8年度 諏訪市奨学金の概要

諏訪市教育委員会

〈諏訪市奨学金について〉

諏訪市奨学金は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高等学校又は大学の就学が困難な生徒・学生に対し市が奨学金を支給又は貸与するものです。

貸与を基本としますが、特に成績優秀かつ品行方正な人に対し、支給をします。

〈奨学生の資格〉

- ① 本市に居住する者の子弟であること。
- ② 成績優秀、品行方正であること。
- ③ 経済的理由により就学困難であると認められること。

〈奨学金の内容〉

		月 額	期 間	方 法
高等学校の奨学生	支 給	10,000 円 以 内	その学校における正規の修業期間内	毎月25日に諏訪市指定金融機関（八十二銀行）の口座へ振込
大学生の奨学生	支 給 貸 与	30,000 円 以 内		

他の奨学金との併用も可能です（奨学金の中には他の奨学金との併用不可とされているものもありますのでご確認ください）。※在学中の申請も可能です。

〈申請時期・手続〉

在学校を通じて手続を行います（10月下旬頃開始）

申請締切：令和7年12月5日（金）必着

（諏訪市広報 11月1日号に記事を掲載します）

提出するもの… ○所定の様式による申請書、履歴書、資力調書、同意書

○世帯全員の住民票の写し

○在学学校長が発行する学業・性行等に関する調書

○作文（将来の目標等 400 字程度）

（なるべく在学校を通して申請書を提出してください）

諏訪地域外の高等学校に進学している場合や大学在学中の場合はお問い合わせください。

〈奨学生の決定について〉

書類受付後、諏訪市奨学生審議委員会の審議を経て奨学生を決定します。
結果は3月下旬に通知いたします。

〈奨学金の返還について〉

貸与の場合、卒業後に返還が必要です。

卒業の翌月から起算して12ヶ月後から貸与を受けた期間の2倍の期間以内に返還してください。無利子です。

ただし、返還に際し自動送金サービスを利用するため手数料が発生します。（4年間貸与を受けた場合、8年間返還としておよそ総額16,000円程度（令和7年現在））

※ 卒業後1年以内に諏訪市に居住し、居住期間が貸付期間を超えた場合は、償還額の50%、卒業後2年以内に諏訪市に居住し、居住期間が貸付期間を超えた場合は、償還額の25%の免除措置があります。

〈その他〉

- ※ 申請者と同世帯で所得がある方の前年中の所得、資産がある方は資産を調査させていただきますのでご了承ください。（同意書の提出をお願いしております）
- ※ 申請後、申請者本人やご家庭の様子をお伺いするため、家庭訪問を実施します。

【書類提出先・お問い合わせ】

〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号
諏訪市教育委員会事務局
教育総務課 教育総務係
TEL:0266-52-4141（内線 464）
FAX:0266-53-8299